

臨時委員について

- 本協議会は、似島航路改善協議会設置要綱第2条(1)の規定のとおり、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づく事業について協議することとなっている。
- 同交付要綱に基づく事業に係る補助金申請をするためには、協議会の構成メンバーに財務会計専門家を加え、十分な航路診断・経営診断を行って航路改善計画を作成するものとされている。(地域公共交通確保維持改善事業実施要領)
- ついては、似島航路改善協議会設置要綱の別表備考に基づき、財務会計専門家として、下記の者を本協議会の臨時委員として加えることとしたい。

記

臨時委員(財務会計専門家)

中国税理士会推薦の税理士

氏 名: 吉野 克久(吉野克久税理士事務所)

任 期: 似島航路改善協議会の議決が得られた日から
似島航路改善計画が策定されるまで

以上